

川本町
水道料金システム構築業務
公募型プロポーザル実施要領

平成30年1月

川 本 町

1. 目的

この要領は、川本町（以下「本町」という。）が実施する「水道料金システム構築業務」に関し、事業者から提案を求め、利便性及び経済性等を総合的に評価し、最も適切かつ円滑に目的を達成できる事業者を選定できるよう公募型プロポーザルの実施方法等必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

- (1) 業務名称 水道料金システム構築業務
- (2) 業務内容 別紙、水道料金システム構築業務「仕様書」のとおり
- (3) 構築期間 契約締結日（平成30年4月初旬予定）から平成30年10月31日
- (4) 運用期間 平成31年1月1日から平成35年12月31日

3. 見積上限額

見積額の上限は、総額17,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含まない。）とする。

当該総額は、導入経費及び利用期間の経費の総額である。また、この金額は契約金額を示すものではなく、この限度額を超えてはならないものとする。

4. 選定方法

公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）とする。

5. プロポーザルとする理由

選定に際しては、本町簡易水道事業の実情に適していることが重要であり、価格比較だけではなく、企画力・創造性・専門性・実績等を総合的に評価し、受託候補者を決定する必要があるため。

6. スケジュール

平成30年	1月	18日（木）	案件公表
同年	1月	19日（金）	質疑ならびに参加申込書・提出書類受付開始
同年	1月	29日（月）	質疑受付締切
同年	2月	2日（金）	質疑に対する回答（ホームページ公開）
同年	2月	9日（金）	参加申込書・提出書類受付締切
同年	2月	20日（火）	参加資格者審査・参加資格決定通知送付
同年	2月	27日（火）	プレゼンテーション及びヒアリング審査
同年	3月中旬		審査結果通知
同年	4月上旬		契約締結

※ なお、日程の都合により変更する場合がある。

7. 参加要件

- (1) 個人情報保護マネジメントシステムの要求事項である日本工業規格（JIS Q 15001）のプライバシーマーク（Pマーク）を取得していること。該当しない場合は、個人情報保護措置の社内規程等を提示すること。
- (2) 情報セキュリティマネジメントシステムの要求事項である国際規格（ISO/IEC 27001）、日本工業規格（JIS Q 27001）の認証の取得していること。該当しない場合は情報セキュリティ対策の社内規程等を提示すること。
- (3) 地方公共団体（市町村等）又はこれらに準じる期間（公社・事業団）に対して、貴社が提案する本システムの導入、機器及びシステムの運用保守等の実績があること。
- (4) 本システムの調達に関し、導入、機器等の現地調整、機器及びシステムの保守及び障害発生時の対応等の窓口の一元化（再委託及び再々委託を問わない。）の体制が取れること。
- (5) 緊急時又は障害発生時に関し、4時間以内を目安に現地での対応が可能なこと。
- (6) 本システムから出力される帳票の標準レイアウトが提示可能なこと。
- (7) 本町が指定する日時及び場所において、デモの実施が可能なこと。

8. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書の規定を理解した上で、次の書類を提出することとする。

ア 参加申込書（様式第1号）

イ 会社概要書（様式第2号）

※ 別途最新の会社パンフレット等（公的資格認証等が全て確認できるもの）を添付すること。

ウ 提出日現在において、個人情報保護マネジメントシステムの要求事項である日本工業規格（JIS Q 15001）のプライバシーマーク（Pマーク）の取得が証明できるもの。該当しない場合は、情報セキュリティ対策が分かるもの。（社内規程等）

エ 提出日現在において、国際規格（ISO/IEC 27001）、日本工業規格（JIS Q 27001）の認証の証明ができるもの。該当しない場合は、情報セキュリティ対策が分かるもの。（社内規程等）

オ 情報処理作業従事者の情報処理に関する取得資格が分かるもの。

カ 類似業務受託実績表（過去10年間のもの）（様式第3号）

※ 同種業務を履行した（又は履行中）と証する書類（契約書の写し等）及び業務内容が確認できるもの（仕様書の写し等）を添付すること。

キ 業務提案書（様式第4号）

ク 仕様書記載の提案書記載要件に係る関係書類

ケ 水道料金システム構築仕様・機能確認書に記載されている85要件について対応状況がわかるもの。

※ 1要件ごとに対応状況を記載する。本仕様・機能確認書に記載がなく、付加できる要件についても記載すること。（様式自由）

コ 提案見積書（様式第5号）

サ 提案見積に係る内訳書（様式第5号の1・様式第5号の2）

- (2) 提出部数 正本1部・副本6部
- (3) 提出期間
平成30年1月19日(金)～平成30年2月9日(金)までの
土曜日・日曜日を除き、午前9時から午後5時まで
- (4) 提出方法
持参又は郵送に限る。
- (5) 提出先

提出先 川本町役場 地域整備課 (担当:大友)
〒696-8501 島根県邑智郡川本町大字川本271-3
TEL:0855-72-0766(直) FAX:72-1136

※ 提出された業務提案書等の資料一式につきましては、そのすべてを返却しませんので、ご了承ください。

9. 質疑・応答

(1) 提出方法

質問書(様式第6号)にてメールにて提出すること。

※ 質問は、参加申込にかかる提出書類の作成に関するものとし、審査(評価)に係る質問は一切受け付けない。

(2) 期限

平成30年1月29日(月)17時00分まで

(3) 提出先 川本町役場 地域整備課 (担当:大友)

E-mail: kootomo@town.shimane-kawamoto.lg.jp

(4) 回答方法

平成30年2月2日(金)に町ホームページに公開する。

10. 参加資格にかかる審査及び結果

本要領及び仕様書等に基づき提出された参加申込書について、審査後、参加申込書を提出した事業者には「参加資格審査結果通知書」を2月20日(火)に文書にて通知する。上記において、参加資格を満たさないと判断された者については、参加資格者決定通知発送後5日間に限り、その理由についての説明を求めることができる。

11. プレゼンテーション及びヒアリング審査

(1) 期日

平成30年2月27日(火)(予定)

※詳細な時間等については、後日連絡することとする。

(2) 留意事項

ア 出席者は3名以内とする。

イ 必要なプロジェクター・PC等は必要に応じ各自で用意すること。

ウ スクリーンは本町にて準備する。

エ 審査評価項目については、非公表とする。

オ 説明時間は、一提案者あたり準備時間を含め30分以内とし、別途質疑時間を

15分とする。

カ 説明内容は、技術提案書に沿ったものとし、内容を変更することがないこと。

キ 参加者はプレゼンテーション実施の際に、技術提案書提出時に提出していない新たな資料を提出できないものとする。

1.2. 優先契約交渉者の選定

プレゼンテーション及びヒアリングに係る審査内容における評価項目ごとに審査し、全審査委員の合計点の高い順に、優先契約交渉事業者及び次点者を選定する。最高得点が同点の場合は、見積金額の安価な者を優先契約交渉者として選定し、次点者についても同様とする。なお、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

1.3. 契約の締結等

- (1) 契約方法は、本プロポーザルにより選定された事業者を相手方とした随意契約とする。
- (2) 契約内容は、仕様書及び提出された業務提案書・提案見積書等に基づくものとする。
- (3) 契約日は平成30年4月とする。

1.4. 審査結果

(1) 通知方法

プレゼンテーション及びヒアリング審査を受けた全ての申請者に文書にて通知する。

(2) 通知時期

審査終了後（平成30年3月中旬）

1.5. その他

- (1) 費用負担 書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は、全て提出者の負担とする。
- (2) 参加辞退の場合 参加申込書の提出後又は技術提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面(様式第7号)により地域整備課あてに提出すること。なお、本プロポーザルを辞退した者は、これを理由として以後に不利益な扱いを受けるものではない。
- (3) 失格事項 次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。
 - ア 参加資格要件を満たしていない場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - オ プレゼンテーション及びヒアリング審査に、正当な理由なく欠席した場合
 - カ 見積書の金額が、見積上限額を超過した場合
 - キ 必要な項目の見積もりがとられていない場合
- (4) 契約の締結審査の結果、優先契約交渉事業者として決定した者と本業務の契約交渉を行う。ただし、次のいずれかに該当し、優先契約交渉事業者と契約が出来ない場合は、次点者と契約交渉をおこなうものとする。

- ア 優先契約交渉事業者が審査後に参加資格要件を満たすことができなくなったとき。
 - イ 優先契約交渉事業者と契約交渉が成立しないとき又は優先契約交渉事業者が本契約の締結を辞退したとき。
 - ウ 申込書類、業務提案書等に虚偽の記載が判明したとき。
 - エ その他の理由により契約の締結が不可能となったとき。
- (5) 参加申込者は、本プロポーザル実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとする。
- (6) 本プロポーザルで受託者が決定されない場合、仕様を改め、再度プロポーザルを実施する場合がある。
- (7) 本要領及び仕様書の定めがない事項については、協議の上、決定する。